（司法書士等の特定取引）

第九条　法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項から第二条第二項第四十六号に掲げる者の項までに規定する政令で定める取引は、特定受任行為の代理等（同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあっては、当該財産の価額が二百万円以下のものを除く。）を行うことを内容とする契約の締結（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（法第四条第一項第一号に規定する政令で定める外国人）

第十条　法第四条第一項第一号に規定する本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものは、本邦に在留する外国人であって、その所持する旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）又は乗員手帳（出入国管理及び難民認定法第二条第六号に掲げる乗員手帳をいう。）の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

（法第四条第二項に規定する政令で定める額）

第十一条　法第四条第二項に規定する政令で定める額は、二百万円とする。

第三十三条第一項中「第二十条第五項」を「第二十二条第五項」に、「第二十一条第四項」を「第二十三条第四項」に、「第二十五条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第二十六条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十二条第一項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十条に」を「第九条に」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第六項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第八項中「第二十八条第六項」を「第三十三条第六項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十一条第一項中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十六号」に、「第十三条、第十四条第一項及び第十五条」を「第十四条、第十五条第一項及び第十六条」に改め、同条第三項及び第四項中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十条第一項中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十三号」に、「第十三条、第十四条第一項及び第十五条」を「第十四条、第十五条第一項及び第十六条」に改め、同条第二項及び第三項中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十九条第一項中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十九号」に、「第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条」を「第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十八条第一項中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第四項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十七条の二第一項中「第二条第二項第三十一号の二」を「第二条第二項第三十四号」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十七条第一項中「第二条第二項第二十九号」を「第二条第二項第三十一号」に、「第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条」を「第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条」に改め、同条第二項中「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十六条第一項中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第四項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十五条第一項中「第二条第二項第二十五号」を「第二条第二項第二十六号」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条第一項中「第十三条、第十五条及び第十六条」を「第十四条、第十六条及び第十七条」に、「同項第二十六号及び第二十八号」を「第十八号まで、第二十七号及び第二十九号」に、「同項第二十号から第二十二号まで」を「同項第二十一号から第二十三号まで」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第三項中「第二十条第六項」を「第二十一条第六項」に、「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十二号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条第一項中「第二条第二項第十六号及び第十七号」を「第二条第二項第十七号及び第十八号」に、「同項第十八号」を「同項第十九号」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第三項中「第二十条第六項」を「第二十一条第六項」に、「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十二号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十二条第一項中「第二条第二項第十五号の二」を「第二条第二項第十六号」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に、「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第二項中「第二条第二項第十六号」を「第二条第二項第十七号」に改め、同条第三項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第二条第二項第十五号の二」を「第二条第二項第十六号」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条の二第一項中「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条第四項中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条中「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に、「第二十条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条第一項及び第三項から第六項までの規定中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条第一項、第五項及び第六項中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条第一項中「第二十条第五項」を「第二十一条第五項」に、「第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条」を「第十四条、第十五条第一項、第十六条及び第十七条」に、「第二十一条第三項」を「第二十二条第三項」に、「第二十三号、第二十四号及び第二十八号の二」を「第二十四号、第二十五号及び第三十号」に改め、同条第二項中「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条第一項中「第二十条第五項」を「第二十一条第五項」に、「第二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号」を「第二条第二項第二十二号、第三十二号及び第三十三号」に、「第十三条及び第十四条第一項」を「第十四条及び第十五条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条中「第十七条第五項」を「第十八条第五項」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「この条」を「この項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　特定事業者において知り得た対象取引に係る法第四条第一項各号に掲げる事項

第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項第三号イ中「第三十三号」を「第三十六号」に改め、同号ロ中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同条第二項第一号中「第四条第一項の表第二条第二項第四十号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項」に改め、同条を第十五条とする。